

再周知

R3 年度報酬改定について（再周知）

介護保険事業課へ多数の質問が寄せられていることから、あらためて周知させていただきます。

【R3 年度報酬改定（介護保険最新情報 Vol.958 R3.3.31）（介護保険最新情報 Vol.1049 R4.3.24）「利用者への説明・同意等に係る見直し」について】

利用者の利便性向上や介護サービス事業者への業務負担軽減の観点から、政府の方針を踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について以下の見直しを行う。

- ア 書面での説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。
- イ 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除する。

以上のことからケアプラン第 6 表から利用者確認欄、保険者確認欄が削除され改定されたことにより、千葉市においては、利用票の同意にあたり、以下の方法から適切な対応を選択していただきますようお願いいたします。

- ・電磁的方法を活用した同意
- ・支援経過への具体的な記録（誰に対して利用票の内容について説明を行い、口頭で同意を得たのか等）
- ・従来通り、利用票（控え）に利用者又は家族等の署名・押印をいただく

なお、利用票（控え）は、どの方法であっても、同意を得たものの根拠資料となりますので、適切に保管してください。